

令和7年3月14日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応／風しん第5期に係る対応について
(地元自治体等からの通知等にもご留意下さい)

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡2件（①麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応、②風しん第5期に係る対応）に関し、このたび日本医師会より通知がありました。

①の事務連絡は、麻しん及び風しんの定期の予防接種（定期接種）に使用されている乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）に関し、一部の自治体及び医療機関において、供給が行き届いていない旨の報告を受けていること、これまで接種を受けられていない対象者による短期間の駆け込み需要により接種体制の確保が困難な場合もあり得ることから、接種対象期間内に接種を受けられないと見込まれる者（第1期、第2期、第5期）の4月以降の取扱い等を示すものです。

なお、「風しんの抗体検査及び第5期の定期接種に係る委託契約」（集合契約）は、令和7年3月31日までです。令和7年度以降に接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約になるとのことです。詳細は厚生労働省より別途通知予定とのことです（②の事務連絡ご参照）。

詳細は日本医師会の各通知（厚生労働省事務連絡）をご参照いただきたく存じますが、本件（定期接種の取り扱い等）は地元自治体からの案内にもご留意をお願いしたく存じます。

以上、貴会におかれましてはご了知の上、関係医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

令和7年3月12日付日本医師会通知「麻しん及び風しんの定期の予防接種に係る対応について」

・詳細は国事務連絡をご参照いただくとともに、地元自治体からの通知等にご留意ください。

●対象者について

現在、供給見通し事務連絡に記載の取組等を通じて、MRワクチンの安定供給が図られてはいるものの、

- ・一部地域において、接種者のもとにワクチンが届くまでの供給の接続が上手くいっておらず、局地的かつ一時的に大幅なワクチンの偏在等が生じていること

- ・それに起因して、当該地域では、接種が各年代とも後ろ倒しになっている現状があり、他方で、接種体制には限界があることから、一定程度、年度内に接種を受けられない者がいると見込まれることから、今般、規則第2条の8第4号に規定する「災害、令第3条第2項に規定する特定疾病に係るワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由」に該当するものとし、当該事由により接種対象期間内に定期接種を受けられなかった者については、令第3条第1項に規定する時期を超えた場合であっても、麻しん及び風しんの定期接種を実施して差し支えないこととします。

第1期	令和6年度内に生後24月に達する、又は達した者であって、MRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第2期	令和6年度における第2期の対象者（5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの）であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者
第5期	昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性であって、令和6年度末までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方であってMRワクチンの偏在等が生じたことを理由にワクチンの接種ができなかったと市町村長が認める者 (注) 令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外。

●対象となる場合の接種可能期間について

今般のMRワクチンの偏在や供給の課題については、厚生労働省から、製造販売業者及び卸売販売業者に対して不足を訴えている自治体や医療機関に対するワクチンの配送を依頼する等の対応をとることで改善に向かっていること、接種体制の限界については、令和6年度末で接種対象期間が終了することに起因していることから、令第3条第2項に規定する「特別の事情」は令和6年度末まで（令和7年3月31日まで）で解消が見込まれるため、令第3条第2項の規定に基づき、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間、接種対象期間を超えて接種を行って差し支えないこととします。

令和7年3月13日付日本医師会通知「風しん第5期に係る対応について」

「風しんの抗体検査及び第5期の定期接種に係る委託契約」（集合契約）は、令和7年3月31日までであり、令和7年度以降に接種を行う場合は、自治体と医療機関の個別契約に基づき、通常の定期接種と同様の請求支払手続きが想定されていることが、今般厚生労働省より示されました。

（個別契約の手続きなどは地元自治体にご確認ください）

【参考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2024ken2_2120.pdf

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2024ken2_2121.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）

大阪府医師会地域医療1課
TEL:06-6763-7012